

古賀市図書館協議会について

図書館法第14条の規定に基づき、教育委員会が委嘱し、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕(サービス)などについて、館長に対し意見を述べる組織です。

平成28年8月1日の古賀市生涯学習センター条例施行に伴い、古賀市図書館協議会が発足しました。

- 古賀市においては、文化課図書館係が事務局となります。
- 年間3～4回の会議を予定しています。
- 任期は2年(令和4年8月1日～令和6年7月31日)です。

<年間の主な予定>

年間回数	第1回	第2回	第3～4回
開催時期	5～6月	8～10月	2～3月
主な協議事項	①前年度の事業報告 ②当年度の事業報告 ③前年度の運営状況報告	①当年度の図書館要覧(案)について ②当年度の中間報告	①次年度に向けて ・運営方針と活動方針 ・その他 ②当年度の事業報告
その他	「第4次古賀市子ども読書活動推進計画」進捗状況について		

<参考>

【図書館法第14条】

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

【古賀市生涯学習センター条例】

(古賀市図書館協議会)

第19条 図書館に、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、古賀市図書館協議会を置く。

(図書館協議会の委員)

第20条 古賀市図書館協議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員の定数は8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から委嘱する。

(2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。